

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区東扇島 9 2 番地
氏 名 株式会社マルストランスポーテーション
(法人にあっては、名称 代表取締役 石山 朗
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和 6 年 4 月 30 日
許可の有効年月日 令和 11 年 4 月 29 日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、
ばいじん

（これらのうち自動車等破砕物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、
水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、水銀含有ばいじん等であるものを除き、
特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
（以上 16 種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。